

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に行るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目次

- ◇ 告 示 牛の肝てつ検査及び駆除並びに豚コレラ予防注射
- ◇ 公 告 肥料の登録
- ◇ 公 告 鳥取県職業訓練所訓練生の募集要項
- ◇ 正 誤 鳥取県職員採用中級試験合格者
- ◇ 正 誤 昭和三十五年三月四日付け鳥取県告示第八十七号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第九十八号

次のように牛の肝てつ検査及び駆除並びに豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛及び豚の所有者に対して検査、駆除及び注射をうけることを命ずる。

昭和三十五年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ及び豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内、分べん後一月以内のものを除く。

豚コレラ予防注射

豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

豚コレラ予防注射

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射、駆除の方法

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

別表

ハ 豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
三月二十一日	鳥取市	各豚舎巡回注射
二十二日	"	"
二十三日	"	"
二十四日	岩美郡岩美町	"
二十五日	"	"
二十六日	国府町	"
□ 肝てつ検査及び駆除		
実施期日	実施区域	実施場所
三月十五日	鳥取市米里地区	米里家畜検診所
十六日	"	"
十七日	豊美	豊美
十八日	"	"

十九日	"	大和
二十一日	"	美保
二十二日	"	美保
二十三日	"	千代水
二十四日	"	千代水
二十五日	岩美郡岩美町	岩美
二十六日	国府町宇倍野地区	宇倍野

鳥取県告示第九十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、次の肥料を登録した。

昭和三十三年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所氏名
鳥取県 第三一八号	小鹿水稻一 号 複合肥料	アンモニ ア性窒 素表 示 九 ・ 二 ・ 一 〇 〇 ・ 一 〇 八	東伯郡三朝町宇高橋一七四 小鹿農業協同組合 組合長理事 岸 田 秀 治
第三一九号	小鹿水稻二 号 複合肥料	アンモニ ア性窒 素表 示 七 ・ 四 ・ 〇 ・ 五 ・ 四	

公 告

鳥取県職業訓練所訓練生を次の要項により募集する。

昭和三十三年度鳥取県職業訓練所訓練生募集要項

一 職種別募集人員

訓練所名	訓練職種	募集人員	訓練期間	所在地
米子職業訓練所	木 建築 自 自動車整備 洋 事務 機 械 理 事 機 器 工 員	三三三三三三三三 〇〇〇〇〇〇〇〇	一年	米子市東福原
倉吉職業訓練所	木 燃機調整 内 燃機調整 (夜間) 經理事務 工 員	三三三 〇〇〇	一年	倉吉市駄経寺

昭和三十三年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 応募資格、応募手続及び選考

1 応募資格

義務教育終了者又はこれと同等以上の学力があると認められるものであつて、身体健全で働く意志強固な者（年令、性別を問わない。）

2 応募手続  
入所希望者は、昭和三十五年三月十七日までに入所願書（も寄りの公共職業安定所又は職業訓練所に備

えつけてある。）をも寄りの公共職業安定所又は入所希望の職業訓練所に提出すること。

3 選考  
各職業訓練所ごとに、次の日程により簡単な筆記試験、口頭試問及び身体検査を行なう。

訓練所名	訓練職種	選考日時	選考場所
米子職業訓練所	木 建築大工 自 自動車整備工 洋 理 裁 務 機 械 事務 経 理 工員	三月十八日午前九時から 三月十九日午前九時から 三月十八日午前九時から 三月十九日午前九時から	米子市東福原 米子職業訓練所
倉吉職業訓練所	木 内燃機関整備工 （夜間）経理事務員	三月十八日午前十時から 三月十九日午前十時から	倉吉市駄経寺 倉吉職業訓練所

- 三 訓練生の処遇
- 1 授業料は徴収しない。
  - 2 実習用工具類は、無料貸与する。
  - 3 失業保険金の受給資格者又は生活保護法の適用者

- 4 寄宿舎の設備がある。
- 5 日本国有鉄道の学生用割引乗車券及び通学定期乗

車券の発行を受けることができる。

6 修了後は、公共職業安定所において就職のあつ旋をする。

昭和三十四年度鳥取県職員採用試験中級試験の合格者を次のように公告する。

昭和三十五年三月十一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

- 保 母 の 職
- 受験番号 氏 名 受験番号 氏 名
- 一二 榎 澄江 六 山崎 和子
  - 九 伊勢 和子 一一 山根 静枝
  - 四 野口貴美枝 一三 星野 桂子
  - 七 長谷川和子 一五 森田由紀子
- (以上 八名)

- 生活改良普及員の職
- 受験番号 氏 名 受験番号 氏 名
- 二 松岡 絹子 九 山田いつ子

六 高塚 文代 一 清水 正美  
(以上 四名)

正 誤

昭和三十五年三月四日付け鳥取県告示第八十七号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段、行 誤 正

3 (旧市町村名又は開拓地区名欄中) 1 農林漁業者等 被害農林漁業者等  
東郷町 東郷村

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の  
申込みについて

昭和三十四年度の鳥取県公報購読期間は、きたる三月三十一日で満了となりますが、昭和三十五年度においても、引き続き購読を希望される者又は新規に購読を希望される者は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金（一部一箇月百二十円。郵送料を含む。）を添えて、三月二十六日午前中までに総務課法制係へお申込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日号からの配付は行ないません。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は四月以後に県が発する納額告知書により納めることができます。

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、

鳥取県公報を 部購読したいので、購読料金

円を添えて申し込めます。

昭和三十五年三月 日

住所

氏名

(団体の場合は団体名及び代表者名印)

印

鳥取取知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

印 発

行

鳥取県鳥取市東町

鳥取市東町

鳥取市東町

鳥取市東町

鳥取市東町

鳥取市東町

鳥取市東町

鳥取市東町

鳥取市東町